

継続となった過年度の「提言」

(令和4年度)

- ・ 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について
- ・ 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について

(令和5年度)

- ・ 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

四日市市議会提言チェックシート

～令和6年2月定例会月議会後の進捗状況について～

(令和6年8月定例会月議会 決算常任委員会)

事業名	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について

1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。
2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【危機管理課】

1. 令和5年度の実施

(1) 本市における降雨対策の実施事例の整理

本市では、平成12年に発生した東海豪雨を契機として、都市型水害を防除するための治水対策を検討・調査することを目的とした総合治水対策検討委員会を設立した。委員会では、平成13年7月に「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」を策定（平成19年4月改訂）し、それに基づき、市全体でハード面とソフト面の両輪で総合治水対策を推進してきた。

このため、本市のこれまでの降雨対策について、関係部局に対して調査を行い、改めて整理を行った。

本市のこれまでの降雨対策として、

①市が行う対策（ハード）

- ・河川や水路の改修・改良
- ・雨水貯留管整備
- ・ため池災害対策
- ・公共施設における透水性舗装の採用、雨水貯留施設や雨水浸透柵の整備

②民間が行う対策

- ・開発事業者に対し、雨水浸透施設（透水性舗装、雨水浸透柵）や調整池の設置指導を

実施

③個人が行う対策

- ・市民向けの雨水貯留タンク設置費助成を実施（現在は事業を終了）
- ・稲わらや刈り草の管理について、ホームページやチラシ配布による啓発

(2) 他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究

本市のこれまでの降雨対策を整理しつつ、令和5年度実施の「降雨災害への対策に向けた施策の調査研究業務委託」の中で、

①他自治体への視察、ヒアリング調査（新潟市：R5.12.8、市川市・松戸市：R6.2.9）

②他自治体における降雨対策の事例の調査ならびに調査内容の取りまとめを進めているところである。

2. 令和6年度の取組

(1) 個人でできる降雨対策の検討

個人でできる降雨対策として、雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより敷地内に雨水を浸透させるような流出抑制の取組や、宅地・駐車場のかさ上げ、止水板の設置などによる被害の防止・軽減の取組などの対策が考えられる。

個人でできる降雨対策について、ハード・ソフト両面からの視点で、全庁的な議論や具体的な施策展開の可能性などについて引き続き検討していく。

(2) 令和6年度の降雨対策の本市の取組

これらを踏まえ、個人でできる降雨対策の取組について、降雨対策における自助による取組の重要性をホームページや啓発チラシ等により発信していく。

また、近年は、想定外の洪水・内水氾濫などが発生しやすい気象状況となっており、被害を防止・軽減させるため、避難情報を速やかに発令することが求められている。浸水被害の軽減につながる気象情報の収集や避難情報の提供は、市民自らの防災行動の支援につながることから、既存の観測地点に加え、新たな観測地点の抽出やその監視方法についての調査研究を行う。

【令和6年度当初予算】 1,620千円 (前年度当初予算：—)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 浸透枳や雨水貯留タンクの助成はしていないのか、また、指導は行っているのか。

A. 雨水貯留タンクは過去には助成していたが、申し込みが少なかったため廃止した。浸透枳の設置について、開発事業者への指導は継続している。

Q. 視察をして、本市でも助成を復活すべきだと感じたか。

A. 地域特性の相違もあることから、本市に適した有効な対策について、今後検討する必要がある。

Q. 令和5年度の調査研究を踏まえ、令和6年度の主な取組はどのようなものか。

A. 本市では雨量計や水位計は大きな河川を中心に設置しているが、新たな観測地点の抽出や監視方法について調査研究を行う。それにより正確な情報が把握でき、早めの避難情報の発令などに役立てられると考えている。

2. 反映状況

提言を受けて令和5年度には降雨対策の実施事例の整理と他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究を行った。令和6年度には予算を増額し、計器類の配置を再検討するための調査と、上下水道局と連携した啓発を行う予定であることから、③拡大と分類することとした。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

進捗状況の報告

【進捗状況】

【危機管理課】

1. 他自治体における、個人で行うことができる降雨対策の取組事例

令和5年度に実施した「降雨災害対策に向けた調査研究業務委託」の中で、雨水浸透施設（浸透ます）等の取り組み実績が多く、個人で行う事ができる多様な取り組みを実施している新潟市、全国に先駆け昭和62年から雨水流出抑制施設（雨水浸透施設）の設置に取り組み、多くの実績がある松戸市、平成17年度に市民あまみず条例を施行した市川市の視察を行った。

【新潟県新潟市】

新潟市は、浸水被害の発生が低地部に集中していたことから、上流で雨水流出を抑制する手段として、昭和60年代より雨水ますの浸透化を試行的に実施し、平成12年度から雨水の流出抑制施設（浸透ます、貯留タンク等）の設置助成を実施している。

また、個人でできる雨水流出抑制の取り組みだけでなく、海拔ゼロメートル以下の低地などにおける被害軽減への取り組みとして、平成20年度以降、浸水被害が発生した、または発生する恐れがある区域を対象に、防水板設置や駐車場かさ上げの助成制度を、また、床上浸水が発生した区域の住宅を対象に、住宅かさ上げの助成も順次開始しており、多様な助成を実施している。

【千葉県松戸市】

松戸市は、昭和62年に地下水の涵養や、河川の氾濫や道路冠水等を軽減させ、良好な生活環境を保持することを目的とした「雨水流出抑制施設設置指導要綱」を定め、個人宅などの新築、増改築（宅地開発条例の対象を除く）をしようとする時に、敷地内に雨水流出抑制施設（浸透ます等）を設置することについて指導を行うこととした。

【千葉県市川市】

市川市は、地域特性に応じた治水対策を行い、特に保水地域では、浸透施設の設置による雨水流出抑制を進めてきた。

平成10年度からは個人宅などに対する雨水浸透施設設置への助成、平成13年度からは雨水小型貯留施設設置への助成を実施している。

これらの取り組みを行ってきたが、豪雨時の局地的な家屋の浸水被害や道路冠水は解消されず、また、戸建て住宅の雨水貯留浸透施設については、市民の認知度も低く、雨水浸透施設のさらなる普及促進が必要との判断から、平成17年7月に市民あまみず条例（「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」）を施行し、浸透適地内において個人宅などの新築・増築（宅地開発条例の対象を除く）をしようとする時に、雨水排水計画（浸透ますなど）の届け出を義務付けた。

2. 今後の取組について

本市においては、平成12年の東海豪雨を受け、都市型水害を防除するために、「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」を策定し、ハード整備のみではなく、雨水浸透施設の整備や貯留施設の増設など、住民や民間事業者の協力を得て総合的な治水対策に取り組んできた。

この総合治水対策での取り組みのひとつとして、本市では平成24年度から29年度までの6年間に雨水貯留タンク設置に対する補助制度を設けていたが、合計570件で市内の住宅戸数のわずかな利用にとどまり、浸水被害の軽減効果は少ないとの判断から制度を終了している。

雨水貯留施設（貯留タンク）について、例えば新潟市では、助成制度の活用状況について、制度開始当初は年間400件を超える時期もあったが、近年では20件程度であり、年数の経過とともに徐々に関心が薄れていっているとのことであり、他の自治体も同様な傾向であった。

また、雨水浸透施設（浸透ます等）については、どの自治体においても住宅の新築時に設置されるケースが多く、本市でも、開発行為を行う際などに、雨水浸透ますや透水性舗装などの雨水浸透施設の設置指導を既に行っており、調査結果からは、現在の取り組みのほかに効果的な施策を確認することはできなかった。

一方、国土交通省は、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し、流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画をとりまとめ、「住民などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する」としている。

本市においても、これまで「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」のうち、「住民自らの防災行動を支援する施策」のソフト対策として、ハザードマップの公表や水位計、雨量計を設置し、観測データの見える化など、多様な手段による情報発信や水害リスクの見える化などを行ってきた。

個人で行うことができる降雨対策については、ひとりひとりの防災意識の向上が必要と考えることから、関係部局と共に家庭でできる降雨対策のチラシを新たに作成し、7月下旬に地域へ巡回の実施やホームページへの掲載を行ったほか、防災出前講座や講演会など様々な機会を捉えて啓発を継続的に行っていく。

また、迅速かつ適切な避難行動につながるような情報の発信が求められているため、雨量や水位の新たな観測地点の抽出や監視方法について調査研究（8月6日に調査研究業務委託の契約を締結）を行い、より効果的な情報の収集や発信に取り組んでいく。

四日市市議会提言チェックシート

～令和6年2月定例会月議会後の進捗状況について～

(令和6年8月定例会月議会 決算常任委員会)

事業名	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。

※参考 事業実施に関する意見

⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【食肉センター】

家畜搬入車両の場内一方通行化を早期に進めるため、県有地の代替地として近隣の市有地を活用するための調査・設計を行う。また、当該県有地の一部に位置する三重県北勢家畜保健衛生所の移転候補先として予定している三重県四日市庁舎北館への移転可否調査を並行して実施する。

【令和6年度当初予算】

食肉センター・食肉市場施設整備事業費（推進計画）

25,900千円（前年度予算：9,000千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 県との交渉の目途は立っているのか。

A. 一方通行化に向けて、県職員駐車場の代替地の可能性があるのは近隣の新正南公園のみであり、都市公園の用途変更について都市整備部と連携しながら来年度にその調査を進める予定である。また、食肉センターの隣にある家畜保健衛生所は県四日市庁舎内への移転を要請しているため、引き続き用地と移転に関する交渉を県と進めていきたい。

Q. 最短でいつ移転できるのか。

A. 保健所食品衛生検査所が県庁舎北館の一部を間借りしているが、令和8年度に鈴鹿山麓研究学園都市へ移転するので、その空いたスペースに家畜保健所が最短で令和8年から9年にかけて移転できるように手続きや準備を進める予定である。

Q. 新正南公園の用途変更について地元住民は納得しているのか。

- A. 昨年度、自治会長に説明を実施したが、その後は地元との具体的な接触が取れていない。来年度の調査時に地元と話をしていきたい。
- Q. 公園はなくなるのか。なくなる場合、公園の代替地は用意するのか。
- A. 公園の半分程度を県職員駐車場に活用する予定であり、残りは地元の意見を伺いながら公園の再整備に取り組んでいきたい。
- Q. 食肉センターを運営している畜産公社には、県も共同出資しており、交渉が難航していることに理解ができない。二役にも協力を仰ぎ、知事との交渉を進めるべきではないか。
- A. 食肉センター・食肉市場は周辺市町からの畜産物も取り扱っており、県が家畜衛生や畜産振興を推進するうえで大きく関与している施設であるため、交渉時にこれらの点を適切に伝えて協力をお願いしていきたい。

【意見】

- ・地元からすると、公園は避難場所としての機能を持っていると考えるため、その点に注意して再整備を検討してほしい。

2. 反映状況

予算が増額され、県との交渉に向けて条件整備が進んでいるため、③拡大とする。
 予算は増額されたものの、交渉に時間を要する見込みであるため、引き続きスピード感を持って県との調整に当たることが必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

進捗状況の報告

【進捗状況】

[食肉センター]

三重県から求められている職員駐車場の代替地の候補先として新正南公園を活用できるよう、各種調査の実施や将来必要となる設計図書の作成等の業務を委託するとともに、当該地の不動産鑑定を実施して、場内一方通行化への取り組みを進めているところである。

一方、将来的な課題である食肉センター・食肉市場の建替については、今年度実施する畜産公社に関する将来構想検討業務の中で、畜産公社の経営の健全化に向けた課題を関係者全員で共有し見直しが図られること、及び建替に対し国、県からの財政支援が得られることという二つの条件が整えば、建替に向けた調査・検討を早期に行っていくこととする。

四日市市議会提言チェックシート

～令和6年2月定例会月議会後の進捗状況について～

(令和6年8月定例会月議会 決算常任委員会)

事業名	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
事業概要	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	決算額	決算額 7,033,000 円

次年度予算への提言

<提言> 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【商業労政課】

当補助金にかかる過去の実績を検証したところ、これまで当補助制度を利用して出店した店舗は定着や集客が一定程度認められ、中心市街地の賑わいに貢献していると考えられるため、現行の制度を継続する。

ただし、店舗の営業を継続するよう、3年間営業を継続する意思がある者を対象とすることとし、申請時に営業継続の意思を確認するよう、運用を改める。

また、令和6年度において、従来とは異なる手法での空き店舗の実態調査を行うとともに、商店街など多様な主体が空き店舗を活用することに対して柔軟に対応できる内容や、中央通り再編及びスマート化など都市の基盤が整備された際に有効な空き店舗対策についても検討する。

【令和6年度当初予算】

- (1) 空き店舗等活用支援事業補助金 10,000千円（前年度当初予算：7,500千円）
- (2) 中心市街地空き店舗調査 704千円（前年度当初予算：—）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- Q. 3年以上継続して店舗経営できなかつた場合、補助金の返還を求めることは可能か。
- A. 3年以上経営を続けている事業者が多い一方で、長期継続が難しい場合もある。他市の事例を見ても、経営が難しくなった場合、補助金の返却まで求めることは難しいため、現段階では3年間の継続意思確認を行い、補助金を支給する方針としている。
- Q. 結果的に返金を求めないケースもあるが、返金が必要な場合もある旨を申請時の聞き取りの際に明確に伝えるべきではないか。
- A. 当該補助金は、空き店舗の解消が目的であり、店舗が開業し、補助金が支給された段階でこの補助事業は完了しているため、補助金の返還を求めることは難しいと考えている。しかし、初期の目的が達成されない場合や内容に問題がある場合は返金してもらうことになる。
- Q. 3年間継続する意思がないのに、補助金を受けようとする場合に備えた抑止力として、返還の可能性のあることを提示することが重要ではないか。結果的に、返金してもらうかは別として、条件が満たされない場合には返金を求める可能性があることを、申請者に伝えてはどうか。
- A. これまでの実績から見て、申請者も一定の投資をしているため、安易に手を引く可能性は低いと判断している。申請時に継続意思確認をしっかりと行い、短期間での営業撤収を避けたいと考えている。
- Q. 計画との乖離や公序良俗に反する場合を除いては補助金の返金が難しいと考える。閉店が避けられない場合、経営的に厳しい状況であるため、そのような場合にはむしろ次の挑戦を促進するほうが良いと考える。また、今回の予算には調査費用が計上されているが、具体的にどのようなに使われるのか。
- A. 現在は商店街の関係者が歩いて回りながら空き店舗の調査を行っているが、それと併せて、リサーチ会社に委託し、事業者名などを地図に落とし込んで、より多角的に調査することを検討している。

【意見】

- ・ 空き店舗の発生だけでなく、その情報を収集し、どの職種や業種が商店街に適しているか、また、成功の要因や継続性の担保など、事業者が直面する様々な側面にも焦点を当てるべきだと考える。結果的に、飲食店ばかりが増えることが避けられないなら、調査を有効に活用し、商店街全体の魅力を高めるための取り組みを検討することが重要だと考える。
- ・ 3年や5年のスパンで成果を評価する難しさや、補助金導入による既存業者への影響、不健全な競争の懸念があるのではないかと考える。また、新規出店によって既存業者が影響を受け、自由競争を縮小することにならないか。市が土地利用の用途の規制緩和を実施して、業種の幅を拡大することも効果があるかと考える。

2. 反映状況

中心市街地空き店舗調査費用を計上し、空き店舗の実態調査を行うことから、③拡大に分類する。申請時に、店舗を3年間継続する意思があるか確認することに運用を改めたが、制度そのものが有効かどうかについては、引き続き議論が必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

進捗状況の報告

【進捗状況】

[商業労政課]

空き店舗等活用支援事業補助金について、申請時に店舗を3年間継続する意思があるか確認して補助金を交付するよう運用を見直した。

なお、現在、商店街振興組合をはじめとした関係者との意見交換を重ねながら補助金の見直しに向けた検討を行っている。

見直しの内容としては、商店街等が来街者の利便施設として空き店舗を活用する取り組みを補助対象に加えるなど、多様な主体が空き店舗を活用するためのインセンティブとなる内容を検討している。

今後、当見直し内容をより実効性のあるものにすべく、すぐに活用が可能かどうかといった空き店舗内部の状況確認を行うなど、より具体的な実態調査を行いながら制度構築を図る。